

事 務 連 絡
平成 29 年 10 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

予防接種分野における情報連携の本格運用開始に当たっての留意事項について

予防接種に係る業務の運用につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 7 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、平成 29 年 7 月 18 日から試行運用を開始し、申請者等に従来の添付書類の提出を求めつつ、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行っているところです。

情報連携の本格運用開始に伴い情報連携可能な事務手続については、これまで事務連絡等によりお知らせしているところですが、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による予防接種の実施に関する事務については、本格運用開始に当たって下記について留意いただくとともに、貴管内市区町村への周知をお願いします。

記

予防接種分野におけるマイナンバーを活用した情報連携は、正確な予防接種に関する記録の把握を行う観点から、予防接種履歴の照会をシステム化することで、市町村間における予防接種履歴の移行が正確かつ円滑に図られることを目的としたものである。

しかしながら、現時点では、予防接種法による予防接種については、医療機関に委託して実施しているため、実施主体である市区町村において、副本登録に必要な医療機関の実施状況の確認に一定の時間を要することが考えられる。そのため、「子育てワンストップサービスの導入に向けた検討について（依頼）」（平成 28 年 12 月 14 日付当課事務連絡）（2）②のとおり、転入者が転入した直後に情報連携を行った場合、転入前の市区町村で副本登録が完了していないことが考えられることから、転入から数か月後（概ね 3 ヶ月程度）に再度情報連携を行うことが望ましいこと。

ただし、転入直後に最新の予防接種履歴を把握する必要がある場合は、必要に応じて従前どおり母子健康手帳等により予防接種履歴を確認いただきたいこと。

また、各市区町村は他市区町村との情報連携を考慮し、接種後なるべく早い期間（概ね2ヶ月程度）に副本登録を行うよう努めること。

なお、母子健康手帳等により確認した場合においても、上記情報連携を行う目的の観点から、情報連携を行って再度確認を行うこと。